

ロバ隊長通信 いっぽ いっぽ



【周知】

令和7年5月発行

『南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例』の制定について

誰もが認知症になり得ることを理解し、共生への意識を高め、認知症と共に歩み、笑顔で互いに支え合いながら暮らせる共生社会を目指すため、認知症条例を制定しました。

(令和7年4月1日施行)

1. 条例を策定する背景・経緯

(1) 高齢化率の進展に伴い、認知症高齢者数が増加傾向にある。

2040(令和22)年の認知症高齢者数は、**65歳以上の6.7人に1人**、軽度認知障害(MCI)者数を含めると、**65歳以上の3.3人に1人**と見込まれています。

南相馬市の2040(令和22)年は? 【推計】
 認知症高齢者数 約3,000人
 軽度認知障害(MCI)者数 約3,150人



『認知症は、誰もがなり得る可能性があり、身近なものとなっています。』

(2) 本市の状況について

- 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、
単身高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の増加、若い世代の人口減少
- 長期化したコロナ禍の影響

生活環境の変化
他者との交流や外出の機会の減少
家族・地域の支え合う力の低下 など



『認知症の発症や進行の加速につながる可能性が高い状況です。』

2. 条例制定の趣旨

「認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる共生社会」をめざすため、全ての人々が一体となって、認知症施策に取組んでいく必要性があります。

⇒ 「南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例(認知症条例)」を制定

3. 「南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例」の概要



認知症施策に関する基本的な理念や取り組みの方向性や、市の責務、市民、事業者、地域組織、関係機関等、関係する全ての人々の役割を定め、認知症施策に取組んでいけるよう、認知症条例を制定し、より一層、認知症の理解促進に努めていきます。

第3条 基本理念

- 認知症の人をはじめ誰もが、一人ひとりの意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らし続ける
- 認知症を他人事とせず自分事として捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをする
- すべての市民、事業者、地域組織及び関係機関が互いに連携し、共に支え合うまちを目指す

第10~13条《認知症基本的施策》

- 認知症の予防と備え
- 知識の普及及び人材育成
- 認知症の人等への支援
- 地域づくり及び社会参加の促進

予防:認知症になるのを遅らせる、認知症の進行を緩やかにする

備え:認知症の正しい知識を持ち必要な情報を得ることや自分の願いや望みを示す等の準備
認知症の人等:認知症の人、家族等含む

◆ 認知症を「**他人事ではなく、自分事**」として捉え

◆ **認知症を知り** (正しい知識、早めの気づきと適切な対応につなげる)

◆ **備え** (認知症の予防、自分の意思を伝えておく)

◆ **人とつながる** (交流、悩みを抱え込まない) ことが大切です。



※認知症条例について、市ホームページに掲載しています。

「条文と解説」、「条例の概要」等 ☆詳しくは、二次元コードから⇒



☆「ロバ隊長」



認知症になつても安心して暮らせるまちづくりをめざす認知症サポーターキャラバンのマスコット

窓口でお出迎えしているよ!

“ロバのように急がず、一步一歩進んでいこう”という意味が込められています。市民の方々の目に触れることで、少しでも認知症についての関心を高め、**認知症を身近なもの**として捉えていただける機会になることを期待して設置しています。

【設置場所】鹿島・小高区役所、各保健(福祉)センター、長寿福祉課、地域包括支援センター、小中学校(R7~認知症キッズサポーター養成講座受講)

☆認知症サポーター養成講座を受講しよう! 認知症に関する正しい知識や対応について学ぼう ☆